



Title	長崎医学の百年, 第六章 第五高等学校医学部, 第十節 梅毒病院の変遷と居留地の検疫
Author(s)	長崎大学医学部; 中西, 啓
Citation	長崎医学百年史, 1961, pp. 573-575
Issue Date	1961-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/6632
Right	Copyright(c) 1961 by Nagasaki University School of Medicine

This document is downloaded at: 2020-10-28T17:58:04Z

第十節 梅毒病院の変遷と居留地の検疫

明治八年九月、旧長崎医学学校の生徒寄宿舎はまだ学校が復興していない時であり、当時イギリスアジア艦隊一等軍医ヒールが娼妓の検梅施設として当てられていた寄舎町千歳屋が狭隘となつたので、その病舎に当てられた。

明治十一年五月、ヒールに代つてローレンソンが監督となり、同年九月、長崎梅毒病院と改称したが、翌十二年からは政府の命によりイギリス医師の監督を止めた。

一方、長崎病院は、明治十二年以後は佐古より大徳寺に移転したので、佐古の旧施設を改築して梅毒病院とした。明治十五年三月、従来、長崎病院の附属設備であつた梅毒病院は、独立することとなつたが、明治十九年三月、戸町梅毒病院を長崎梅毒病院に合併し、明治二十二年四月には新築工事が落成した。

このように、梅毒病院の整備が進められている間に、毎年のように流行する外来の伝染病に対する処置も漸次

確立されるようになって来た。長崎は開港場である關係上、特にこうした海外からの伝染病流行の温床となつていて、關係者の日夜腐心するところであつたが、一般の市民の協力なしには、到底、予防医学を実現し得べくもなかつた。

明治十九年以降の検疫においては、実は長崎の特殊性を強調される外国人寄留者と伝染病の關係に注目したい。既述したように、明治十九年一月十一日、アメリカの軍医ロバートの来港を機とし、二月十日にはイギリス領事を通じて、長崎の流行病予防方法に関する各国領事の連署書翰が長崎県に呈出されたが、明治十九年四月六日午後七時より長崎市西山町の交親館（現在の長崎図書館）において、長崎県令日下義雄はアメリカ・オランダ・イギリス・ポルトガル・フランス・ベルギー・清の各国領事を招聘し、白上税関長等と饗応し、議するところあり、

第十節 梅毒病院の変遷と居留地の檢疫

前述したように、同月十四日から外国人伝染病供葬墓地の撰任が県外務課長、衛生課長等の努力で行なわれたのであるが、同年六月十七日、長崎病院教師ブツケマは、外務課員と共に女神に出張したのであった。翌二十年七月一日、アメリカの軍艦オマハ号 Omaha の軍医カーシュナー E. Kershner は、長崎県外務課を訪れ、長崎におけるコレラ流行の有無を尋ね、且つ同艦碇泊中に若し長崎にコレラが発生したら直ちに報知されたい旨を依頼した。同月十二日、名護屋丸の二等船客がコレラに罹り、避病院に入院し、治療中であるが、もし死亡した際には、当時計画中の竹の久保の新墓地に埋葬せしめたい旨をイギリス領事に伝えたが、領事は、同墓地を未公認として返答の可否は即答し難い旨を答えた。そこで再度、火葬の件を談判したところ、他に伝染する恐れがあつて、それを防ぐ目的で火葬を必要とする意味の医証があれば差支えなしと回答した。そして十四日、外務課の井上氏は檢疫本部詰に転じた。十六日には、先にコレラに罹患していたイギリス人が死亡し、イギリス領事が日下県令

に面晤したが、長崎病院教師ブツケマは屍体の火葬を要する医証を認め、外務課属野口勝馬はその医証を携えてイギリス領事館に赴き、チャメルス氏に面会、火葬すべき件を申入れ、外国人を火葬に付したのであった。六月下旬には、長崎港外池島における池島事件が勃発していたが、その実地調査に當つては、警察、外務の各課員と共に、長崎病院長吉田健康も協力するところがあり、六月三十日は三菱の炭坑舎汽船夕顔丸に乗船し、七月十三日にはアメリカ軍艦オマハ号に赴いて事件の処理に當つた。

この年の九月十日、アメリカ軍艦オマハ号の軍医カーシュナーは再び外務課を訪れ、長崎におけるコレラ流行の有無を問合せているが、同月二十五日に入港した薩摩丸が上海から長崎に来航中にコレラによつて死亡した水夫一名のあつたことを報告し、そのため、同船は女神沖に停船し、消毒の施行を受けた。

明治二十一年には、前年に引き続き、外国人の墓地の問題が解決することとなつた。即ち同年一月三十日、各国

領事は集会を催し、墓地の件を討議し、四月十三日にも、再び新埋葬地に関する討論を重ねた各国領事の集会には、ドイツ・オランダ・イギリス・アメリカ・ベルギーの五領事が出席し、清及びロシアの二領事は欠席した。四月二十三日、この外国人埋葬地に関する条約調印に当って、各国領事の集会したものは、ドイツ・イギリス・デンマーク・ベルギー・アメリカの五領事で、他は参会しなかつたので、外務課ではこの条約書に調印せしめるため、清・オランダ・ロシアの各領事館及びフランス人ビナテルを訪問せしめた。このうち、清及びフランスのみは調印を猶予した。そして六月十九日に至り、イギリス・アメリカ・オランダ・ドイツの四領事は、日下義雄と同道し、浦上の普通墓地及び伝染病者埋葬地を檢分した。こうして外国人關係の伝染病罹患者に対する処置も徐々に進歩したのである。

処が明治二十三年には長崎における特殊法規の実施に当って、困難な問題が惹起した。即ち同年七月一日、外務課雇井上氏が檢疫係を命ぜられて檢疫本部に出張した

後、七月十日に「居留地内消毒的清潔法」の施行を実施すべく、警部長等が各国領事館を巡回し、協力を懇請した。ところが、某国のみは上席領事の不承認の書翰が達せられ、協力し難い旨の通知があつたので、外務課雇野口勝馬は同国領事に面会して弁明を試み、先の書翰を取消すことに決した。又、同日、居留者中、アメリカ人二名イギリス人四名が日本の消毒委員の立入を拒絶したので、野口属は關係兩國領事に面会し、それぞれ説諭を与えるべき旨の返答を得た。そして八月八日にも野口属は外国領事館に至って、翌九日より居留地外国人邸内の清潔法の再施行方を通知しているが、長崎の開港場としての特法も、各国居留者の理解を協力的には実現されるべきものではなかつたのである。しかし、明治二十年以降、このような伝染病対策が着実な法的基盤の上に実行に移され、成果を得たのは、当時の關係者の予防医学に関する自覚が高揚されていた結果である。